**三浦市下水道排水設備指定工事店の指定更新の受付について**

令和７年３月31日で指定期間が満了する三浦市下水道排水設備指定工事店の指定更新の受付を行います。

指定工事店指定申請書（更新）に必要事項を御記入の上、添付書類と併せて下記の受付期間中に更新の手続きをされますようお願いします。更新に必要となる各種様式については三浦市のホームページからダウンロードすることができます。

（URL：**https**://www.city.miura.kanagawa.jp/kurashi/jogesuido/1/8181.html）

**指定期間満了日（令和７年３月31日）までに更新手続きをしない場合、指定取消となりますので御注意下さい（４月１日以降手続きされる場合は新規扱いとなります。）。**

**なお、昨年度より窓口での混雑等を避けるため、申請方法を原則郵送申請とさせていただいております。**

**お手数をおかけしますが、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。**

記

**１　受付期間**　　**令和７年１月２２日（水）～２月28日（金）**

**２　申請方法**

　**郵送申請**

　　　裏面「４必要書類」を、下記送付先まで郵送してください。

　　　【送付先】

　　　　　〒238-0298　三浦市城山町１－１

　　　　　三浦市役所上下水道部下水道課

　　　※窓口申請の場合は、下記窓口まで裏面「４必要書類」をお持ちください。

　　　【窓口受付】三浦市役所　第２分館２階　下水道課

　　　【受付時間】８時30分～17時15分（土・日・祝日を除く。）

**３　更新要件**

（１）責任技術者が１名以上専属していること。

（２）工事の施行に必要な設備及び器材を有していること。

（３）神奈川県内に営業所があること。

（４）次のいずれにも該当しないこと。

ア　破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの

イ 指定工事店の指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者

ウ 責任技術者の登録を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者

エ　業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

オ　精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

カ　法人であって、その代表者又はその他の役員にアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

**※　裏面も必ずご覧ください。**

**４　必要書類**

　　**※「代表者が成年後見人又は被保佐人でないことを証する書類」は不要になりました。**

**【申請者が個人の場合の必要書類】**

□　破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものでないことを証する書類（法人の場合は代表者）→「身分証明書」（市役所等で発行されたもの）

□　申請者の住民票の写し

（住民票記載事項証明書又は外国人登録済証明書でも可）

* 経歴書（様式第２号）

**【申請者が法人の場合の必要書類】**

* 代表者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものでないことを証する書類

→「身分証明書」（市役所等で発行されたもの）

□　役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものでないことの誓約書

□　代表者の経歴書（様式第２号）

□　登記事項証明書

□　定款の写し

**【共通の必要書類】**

□　指定工事店指定申請書（更新）（様式第１号）

□　営業所の平面図及び付近見取図（様式第３号）

□　専属の責任技術者名簿（様式第４号）

□　専属の責任技術者の雇用関係を証する書類（次のいずれかのもの）

ア　健康保険組合又は全国健康保険協会管掌健康保険被保険者証（雇用関係を証明

できない国民健康保険証を除く）の写し

イ　雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し

ウ　従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し

□　専属の責任技術者の責任技術者証の写し（三浦市長が交付したもの）

□　設備・器材所有調書（様式第５号）

**※登録内容に変更がある場合には、指定工事店異動届（様式第10号）の提出もお願いいたします。**

（例：代表者や住所の変更、責任技術者の増減、電話番号の変更　等）

**５　更新登録手数料（5,000円／件）**

　**申請受付後、下水道課から納入通知書をお送りします。**

**金融機関にて速やかにお支払いください。**

　※お支払いが確認できない場合、更新を行うことができません。

**６　指定工事店証等の交付について**

　　指定工事店証等が出来上がりましたら、申請書に記載されている連絡先にご連絡いたしますので、窓口（三浦市役所第２分館２階　下水道課）まで取りにきていただきますようお願いいたします。

以　上

問合せ　三浦市下水道課　石田

TEL 046-882-1111（内線263）